

令和6年度東京都北区立岩井学園監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和6年5月23日

東京都北区監査委員	佐藤 明 充
同	西村 泰 信
同	ふるた しのぶ
同	石川 さえだ

なお、監査にあたっては、戸枝大幸前監査委員、青木博子前監査委員が関与しました。

記

- 1 監査実施日 令和6年5月1日（水）
- 2 監査対象 東京都北区立岩井学園
千葉県南房総市久枝414番地
- 3 監査会場 現地対象施設
- 4 監査事項及び範囲
主として令和5年度の財務に関する事務の執行及び施設の管理状況について実施した。
- 5 監査の主な着眼点
 - (1) 施設は安全性を考慮して管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全か。
 - (2) 施設の管理運営は、施設の設置目的に合致して行われているか。また、利用者の利便性を考慮したものとなっているか。
 - (3) 施設の管理業務は、適切かつ効率的に行われているか。
 - (4) 現金等の出納保管は適正になされているか。

6 監査結果

岩井学園の財務に関する事務及び施設の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。

また、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、口頭により注意したので、速やかに対応されたい。(施設に関する事項 7件)